Æ 前 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等 に関する規程

(平成16年達示第84号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業 規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」と いう。) 第46条第3項の規定に基づき、国立大学法 人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職 員(以下「教職員」という。)の育児休業、育児短時 間勤務、育児部分休業、早出遅出勤務、介護休業、介 護部分休業、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限に 関し必要な事項を定めることを目的とする。

(中略)

(育児休業)

- 第3条 教職員は、当該教職員の3歳に満たない子を養┃第3条 教職員は、当該教職員の3歳に満たない子(特 育するために、大学に申し出ることにより、当該子が 3歳に達する日まで育児休業をすることができる。た だし、当該子について、既に育児休業(当該育児休業 に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する 日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合 にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起 算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定 日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予 定日から当該出生の日から起算して8週間を経過す る日の翌日までとする。)の期間内に、教職員(国立 大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する 規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規 程」という。)第27条第6号に定める特別休暇を取 得した者を除く。) が当該子を養育するためにした最 初の申出による育児休業を除く。) をしたことがある ときは、特別の事情がある場合を除き、当該申出をす ることができない(任期又は期間を付して雇用される 者が育児休業をしている場合において、その任期又は 期間の終了後、任期又は期間の更新に伴い、その初日 から引き続き申し出る場合を除く。)。
- 2 前項で定める特別の事情がある場合は、次のとおり とする。
 - (1) (略)
 - (2) 育児休業をしていた教職員が、第10条第1項第 4号に掲げる事由に該当したことにより育児休業 が終了した後、同号に規定する申出に係る子が死亡 し、又は養子縁組等により教職員と別居したとき。

第1章 総則

改

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業 規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」と いう。)第46条第3項の規定に基づき、国立大学法 人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職 員(以下「教職員」という。)の育児休業、育児短時 間勤務、育児部分休業、早出遅出勤務、介護休業、介 護部分休業、介護時間、時間外勤務の免除・制限及び 深夜勤務の制限に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

正

後

(育児休業)

別養子縁組のための試験的な養育期間にある子(監護 期間中の子)及び養子縁組里親として委託されている 子等を含む。第31条を除き、以下同じ。)を養育す るために、大学に申し出ることにより、当該子が3歳 に達する日まで育児休業をすることができる。ただ し、当該子について、既に育児休業(当該育児休業に 係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日 の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合に あっては当該出生の日から当該出産予定日から起算 して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日 後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定 日から当該出生の日から起算して8週間を経過する 日の翌日までとする。) の期間内に、教職員(国立大 学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規 程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規 程」という。) 第27条第6号に定める特別休暇を取 得した者を除く。) が当該子を養育するためにした最 初の申出による育児休業を除く。)をしたことがある ときは、特別の事情がある場合を除き、当該申出をす ることができない(任期又は期間を付して雇用される 者が育児休業をしている場合において、その任期又は 期間の終了後、任期又は期間の更新に伴い、その初日 から引き続き申し出る場合を除く。)。



(2) 育児休業をしていた教職員が、第10条第1項第 4号に掲げる事由に該当したことにより育児休業 が終了した後、同号に規定する申出に係る子が、次 のいずれかに該当するに至ったとき。

死亡したとき。

改	 正			改	 正	後
(3)~(8) (略)			<u>イ</u> ウ (3)~	特別養	当しなくなったと	により、前項に定める
	ることができなレ 頃の規定にかかれ	<u>、教職員)</u> oらず、 <u>育児休業申出</u>			申 <u>出を拒むことが</u> 1項の規定にかか	<u>できる教職員)</u> わらず、 <u>大学は、育</u>
明らかな教職員 し書の規定によ 児休業をするこ	(育児・介護休業 る労使協定がある	内に退職することが 法第6条第1項ただ り場合に限る。)は育	使協定 起算 [ごがある レて 1 年	場合は、育児休業の	ごし書の規定による労り申出があった日から とが明らかな教職員ができる。
(中 略) (育児休業の申 第8条 (略)			第8条	見休業の	申出の撤回等)	
とされた日の前 合には、当該育り みなす。この場合	日までに、次の各 見休業の申出は、 合において教職員	育児休業開始予定日 号の一に該当する場 されなかったものと は、大学に対して当 出しなければならな	3		(同 左)	
$ \begin{pmatrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{pmatrix} $ (略)			(1) (2) (3)			
			等に		第3条第1項に定め	別養子縁組の不成立 める子に該当しなくな
(4) (略) (中 略) (本四七米四周	の処ではい		<u>(5)</u> (本)	(同 方	,	
(育児休業期間 第10条 育児休		号の一に該当する場			間の終了等)	

第10条 育児休業期間は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第3号及び第5号に掲げる事情が生じた場合にあってはその前日)に終了する。

(1)~(3) (略)

(4) 育児休業をしている教職員について当該育児休業に係る子以外の子について育児休業が開始されたとき。

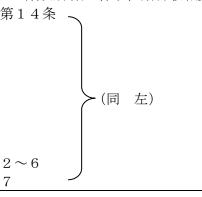
(育児休業に伴う任期付教職員の採用)

第14条 大学は、第3条第1項又は第7条第1項の規 定により申出があった場合において、当該育児休業期間について教職員の配置換その他の方法によって当該申出をした教職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、育児休業期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用を行うものとする。

 $2 \sim 6$ (略)

7 育児休業代替者の労働条件、服務その他就業に関す

(育児休業に伴う任期付教職員の採用)



する。この場合において、「教職員」とあるのは「育 児休業代替者」と、「3歳」とあるのは「1歳」とそ れぞれ読み替えるものとする。

(略)

9 第7項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当す る育児休業代替者は育児休業をすることができない。 (1) (略)

(2) 育児休業により養育する子が1歳に達する日か ら1年を経過する日までの間に、任期が満了し、か つ、任期の更新がないことが明らかである育児休業 代替者

第2章の2 育児短時間勤務

(育児短時間勤務)

第14条の2 教職員は、小学校第3学年の終期を経過 第14条の2-するまでの子を養育するため、大学に申し出ることに より、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態によ り、当該教職員が希望する日及び時間帯において勤務 すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができ る。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務の 申出をしたことがある場合において、当該子に係る育 児短時間勤務の終了又は撤回の日の翌日から起算し て1年を経過しないときは、特別の事情がある場合を 除き、この限りでない。

$$(1) \sim (4)$$
 (略)

(中略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることが できる特別の事情)

- 第14条の4 第14条の2第1項ただし書で定める 特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務が、産前の休暇を始め若しくは出 産したことにより効力を失い、又は第14条の6第 1項第2号に掲げる事由に該当したことにより終 了した後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子若 しくは同号に規定する当該育児短時間勤務に係る 子以外の子が死亡し、又は養子縁組等により教職員 と別居することとなったこと。

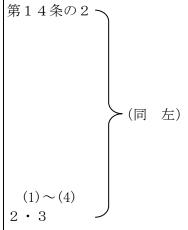
改 正



(2) 育児休業により養育する子が1歳6か月に達す る日までに、その労働契約(労働契約が更新される 場合にあっては、更新後のもの) が満了することが 明らかな育児休業代替者

第2章の2 育児短時間勤務

(育児短時間勤務)



(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることが できる特別の事情)

第14条の4 (同 左)

- (1) 育児短時間勤務をしていた教職員が第14条の 6 第 1 項第 1 0 号に掲げる事由に該当したことに より育児短時間勤務が終了した後、同号に規定する 産前の休暇又は産後の休暇に係る子が死亡し、又は 養子縁組等により教職員と別居することとなった
- (2) 育児短時間勤務をしていた教職員が、第14条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当したことによ り育児短時間勤務が終了した後、同号に規定する申 出に係る子が、次のいずれかに該当することとなっ たこと。
 - ア死亡したこと。
 - <u>イ</u> 養子縁組等により教職員と別居することとな ったこと。
 - ウ 特別養子縁組の不成立等により、前項に定める 子に該当しなくなることとなったこと。

(3)~(7) (同 左)

 $(2) \sim (6)$ (略)

(育児短時間勤務の終了)

第14条の6 育児短時間勤務は、次の各号の一に該当 する場合には、当該事情が生じた日(第9号から第 11号までに掲げる事情が生じた場合にあってはそ の前日) に終了する。

前

- (1) (略)
- (2) 育児短時間勤務をしている教職員について当該 育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時 間勤務が開始されたとき。
- (3) (略)
- (4) 育児短時間勤務の申出に係る子が死亡したとき。
- (6) 育児短時間勤務の申出に係る子が養子となった ことその他の事情により当該育児短時間勤務申出 をした教職員と当該子とが同居しないこととなっ たとき。

(7) • (8) (略)

(9) 育児短時間勤務をしている教職員について産前 の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。

(10) • (11) (略)

- 2 育児短時間勤務をしている教職員は、前項第4号か ら第7号までに掲げる事由が生じた場合には、遅滞な くその旨を大学に届け出なければならない。
- (略)

(中略)

(育児部分休業の単位)

第17条 育児部分休業は、勤務時間等規程第6条第3 項に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおい て、1日を通じて2時間(勤務時間等規程第27条第 7号に規定する保育時間を承認されている教職員に ついては、2時間から当該保育時間を減じた時間)を 超えない範囲内で、教職員の託児の態様、通勤の状況 等から必要とされる時間について、15分を単位とし て行うものとする。

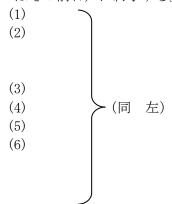
(中略)

(早出遅出勤務を請求することのできない教職員)

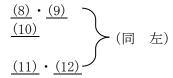
- 第20条の3 前条の請求は、教職員以外の当該請求に 第20条の3 (削除) 係る子の親であるものが、常態として当該子を養育す ることができるものとして次の各号のいずれにも該 当する場合は、これを行うことができない。
 - (1) 職業に就いていない者(育児休業その他の休業に より就業していない者及び1週間の所定勤務日数 が2日以下の者を含む。)であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によ り、請求に係る子を養育することが困難な状態にあ る者でないこと。
 - (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)

(育児短時間勤務の終了)

第14条の6 育児短時間勤務は、次の各号の一に該 当する場合には、当該事情が生じた日(第10号か ら第12号までに掲げる事情が生じた場合にあって はその前日) に終了する。



(7) 育児短時間勤務の申出に係る子が特別養子縁組 の不成立等により、第3条第1項に定める子に該当 しなくなったとき。



- 2 育児短時間勤務をしている教職員は、前項第4号か ら第8号までに掲げる事由が生じた場合には、遅滞な くその旨を大学に届け出なければならない。
- (同 左)

(育児部分休業の単位)

- |第17条 | 育児部分休業は、勤務時間等規程第6条第3 項に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおい て、1日を通じて2時間(第43条の2に規定する介 護時間の申出をし、又は勤務時間等規程第27条第7 号に規定する保育時間を承認されている教職員につ いては、2時間から当該介護時間又は保育時間を減じ た時間)を超えない範囲内で、教職員の託児の態様、 通勤の状況等から必要とされる時間について、15分 を単位として行うものとする。

以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経 過しない者でないこと。

- (4) 請求に係る子と同居している者であること。 (中略)
- 第20条の5 前条の規定による請求がなされた後、早|第20条の5. 出遅出勤務開始予定日とされた日の前日までに、次の 各号の一に該当する場合には、当該請求はされなかっ たものとみなす。

(1)~(3) (略)

(4) (略)

(5) 請求を行った教職員が、第20条の2に規定する 教職員に該当しなくなったとき又は第20条の3 に規定する教職員に該当することとなったとき。

(育児を行う教職員の時間外勤務の免除の請求等)

第20条の8 育児を行う教職員の時間外勤務の免除|第20条の8 育児を行う教職員の時間外勤務の免除 の請求は、正規の勤務時間を超えて勤務させてはなら ないこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に 限る。以下「免除期間」という。) について、その初 日(以下「育児による時間外勤務免除開始予定日」と いう。)及び末日(以下「育児による時間外勤務免除 終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育 児による時間外勤務免除開始予定日の前日までに、時 間外勤務免除請求書により行うものとする。この場合 において、この項前段に規定する免除期間について は、第23条第1項に規定する時間外勤務制限期間と 重複しないようにしなければならない。

2 · 3 (略)

第20条の9 前条の規定による請求がなされた後、育 第20条の9 児による時間外勤務免除開始予定日とされた日(前条 第2項の規定による大学の指定があった場合は、当該 大学の指定した日)の前日までに、次の各号の一に該 当する場合には、当該育児による時間外勤務免除の請 求は、されなかったものとみなす。この場合において 教職員は、大学に対して当該事由が生じた旨を遅滞な く届出しなければならない。

(1) \sim (3) (略)

<u>(4)</u> • <u>(5)</u>

(中略)

(育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等)

第23条 育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請|第23条 育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請 求は、制限時間を超えて勤務時間を延長してはならな いこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に限 る。以下「時間外勤務制限期間」という。) につい て、その初日(以下「育児による時間外勤務制限開始 予定日」という。)及び末日(以下「育児による時間

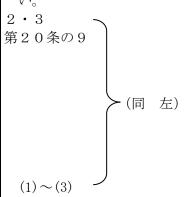
改 正

- (同 左) $(1) \sim (3)$

- (4) 請求に係る子が特別養子縁組の不成立等により 第3条第1項に定める子に該当しなくなったとき。
- (5) (同 左)
- (6) 請求を行った教職員が、第20条の2に規定す る教職員に該当しなくなったとき。

(育児を行う教職員の時間外勤務の免除の請求等)

の請求は、正規の勤務時間を超えて勤務させてはなら ないこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に 限る。以下「免除期間」という。) について、その初 日(以下「育児による時間外勤務免除開始予定日」と いう。)及び末日とする日を明らかにして、育児によ る時間外勤務免除開始予定日の前日までに、時間外勤 務免除請求書により行うものとする。この場合におい て、この項前段に規定する免除期間については、第 43条の11第1項に規定する免除期間並びに第 23条第1項及び第45条第1項に規定する時間外 勤務制限期間と重複しないようにしなければならな



(4) 請求に係る子が特別養子縁組の不成立等により 第3条第1項に定める子に該当しなくなったとき。 (5)・(6) (同 左)

(育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等)

求は、制限時間を超えて勤務時間を延長してはならな いこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に限 る。以下「時間外勤務制限期間」という。) につい て、その初日(以下「育児による時間外勤務制限開始 予定日」という。)及び末日とする日を明らかにし

改 正 前

外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、時間外勤務制限期間については、第20条の8第1項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

2 • 3 (略)

(中略)

第24条 前条の規定による請求がなされた後、育児に よる時間外勤務制限開始予定日とされた日(前条第2 項の規定による大学の指定があった場合は、当該大学 の指定した日)の前日までに、次の各号の一に該当す る場合には、当該育児による時間外勤務制限の請求 は、されなかったものとみなす。この場合において教 職員は、大学に対して当該事由が生じた旨を遅滞なく 届出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) · (5) (略)

(中 略)

第29条 前条の規定による請求がなされた後、育児に よる深夜勤務制限開始予定日とされた日の前日まで に、次の各号の一に該当する場合には、当該育児によ る深夜勤務制限の請求は、されなかったものとみな す。この場合において教職員は、大学に対して当該事 由が生じた旨を遅滞なく届出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4)・(5) (略)

(中略)

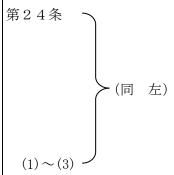
(介護休業)

- 第31条 教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護するために、大学に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号の一(育児・介護休業法第12条第2項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は、これを行うことができない。
 - (1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たな い教職員
 - (2) 介護休業申出があった日から起算して93日以内に退職することが明らかな教職員

改 正 後

て、育児による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、<u>この項前段に規定する</u>時間外勤務制限期間については、第20条の8第1項<u>及び第43条の11第1項</u>に規定する免除期間並びに第45条第1項に規定する時間外勤務制限期間と重複しないようにしなければならない。

2 · 3 (同 左)



(4) 請求に係る子が特別養子縁組の不成立等により、 第3条第1項に定める子に該当しなくなったとき。 (5)・(6) (同 左)

第29条 (同 左)

(4) 請求に係る子が特別養子縁組の不成立等により、 第3条第1項に定める子に該当しなくなったとき。 (5)・(6) (同 左)

(介護休業)

第31条 教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護するために、大学に申し出ることにより、介護休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、育児・介護休業法第12条第2項の規定において準用する育児・ 介護休業法第6条第1項ただし書の規定による労使 協定がある場合は、次の各号の一に該当する教職員 からの介護休業の申出は、これを拒むことができる。 改 正 前 改

- 2 前項の要介護者の対象者は、次の各号の一に該当す る者をいう。
 - (1) 同居・別居を問わない

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同 様の事情にある者を含む。以下この項において同 じ。)

イ 父母

ウ子

エ 配偶者の父母

- (2) 同居を条件とする
 - ア 祖父母
 - <u>イ</u> 孫
 - ウ 兄弟姉妹
 - エ 父母の配偶者
 - オ 配偶者の父母の配偶者
 - カ 子の配偶者
 - キ 配偶者の子
- (中略)

第7章 介護部分休業

(介護部分休業)

に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部につい て勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。) ができる。ただし、大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない教職員(労使協定がある場合に限 る。)は、これを行うことができない。

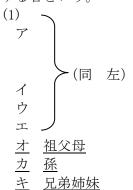
(介護部分休業の期間等)

第
$$41$$
条
 $(1)\sim(2)$ (略)

2 介護部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続 し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、 必要とされる時間について1時間を単位として行う ものとする。

(中略)

- (1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たな い教職員
- (2) 介護休業申出があった日から起算して93日以 内に退職することが明らかな教職員
- 3 第1項の要介護者の対象者は、次の各号の一に該当 する者をいう。



(同 左)



第7章 介護部分休業

(介護部分休業)

- 第40条 教職員は、要介護者を介護するために、大学「第40条 教職員は、要介護者を介護するために、大学 に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部につい て勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。) ができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、大学は、育児・介護休業 法第12条第2項の規定において準用する育児・介護 休業法第6条第1項ただし書の規定による労使協定 がある場合は、大学に引き続き雇用された期間が1年 に満たない教職員からの介護部分休業の申出は、これ を拒むことができる。

(介護部分休業の期間等)

2 介護部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続 し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護部 分休業と要介護者を異にする介護時間の申出をして 勤務しない時間がある日については、当該4時間から 当該介護時間により勤務しない時間を減じた時間)の 範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位と して行うものとする。

第7章の2 介護時間

改 正 前 改 正 (介護時間) 第43条の2 教職員は、要介護者を介護するために、 大学に申し出ることにより、介護休業及び介護部分 休業とは別に、1日の勤務時間の一部について勤務 しないこと(以下「介護時間」という。)ができる。 ただし、大学に引き続き雇用された期間が1年に満 たない教職員(育児・介護休業法第23条第3項た だし書の規定による労使協定がある場合に限る。) は、これを行うことができない。 (介護時間の期間等) 第43条の3 介護時間の申出ができる期間は、要介 護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状 態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係 る介護休業及び介護部分休業と重複する期間を除 く。)とする。 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内におい て、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業 の時刻まで連続した2時間(第15条に規定する育 児部分休業の申出をしている教職員については、2 時間から当該育児部分休業により勤務しない時間を 減じた時間)の範囲内で、必要とされる時間につい て15分を単位として行うものとする。 (介護時間の申出等) 第43条の4 介護時間の申出は、介護時間を開始し ようとする日を明らかにして、あらかじめ介護時間 申出書により行うものとする。 2 第5条第4項の規定は、介護時間の申出等につい て準用する。 (介護休業に係る規定の準用) 第43条の5 第33条、第36条及び第38条の規 定は、介護時間について準用する。 第7章の2 介護のための早出遅出勤務 第7章の3 介護のための早出遅出勤務 第43条の6~第43条の8 (同 左) 第43条の2~第43条の4 第43条の5 早出遅出勤務期間は、次の各号の一に該 第43条の9 早出遅出勤務期間は、次の各号の一に該 当する場合には、第43条の3第1項の規定にかかわ 当する場合には、第43条の7第1項の規定にかかわ らず、当該事情が生じた日の前日(第1号及び第2号 らず、当該事情が生じた日の前日(第1号及び第2号 に掲げる事情が生じた場合にあっては、当該事情が生 に掲げる事情が生じた場合にあっては、当該事情が生 じた日) に終了する。 じた日) に終了する。 $(1) \sim (4) \supset$ $(1) \sim (4)$ > (同 左) 2 · 3 2 • 3 第8章 介護のための時間外勤務の制限 第8章 介護のための時間外勤務の免除・制限 (介護を行う教職員の時間外勤務の免除) 第43条の10 教職員は、要介護者を介護するため に、大学に請求することにより、時間外勤務を命ぜ られることはない。ただし、業務の正常な運営を妨

げる場合は、この限りでない。

(介護を行う教職員の時間外勤務の免除の請求等) 第43条の11 介護を行う教職員の時間外勤務の免 除の請求は、免除期間について、その初日(以下「介 護による時間外勤務免除開始予定日」という。)及 び末日とする日を明らかにして、介護による時間外

改	正	前	改	正	後
					でに、時間外勤務免除
					。この場合において、
					間については、第20世界との
					期間並びに第23条第
					定する時間外勤務制限
			7741 4 = <u>111</u> 124 -	<u>」ないようにしな</u> *酒の誌式に係る	<u>りれはなりない。</u> 介護による時間外勤務
			_		当該請求があった日の
				<u> </u>	
					いう。)前の日である
					外勤務免除開始予定日
					過日までの間のいずれ
			かの日を、ケ	下護による時間外	勤務免除開始予定日と
			して指定する	らことができる。	
			3 第5条第4	1項の規定は、第	1項の請求について準
			<u>用する。</u>		
			第43条の1	2 前条の規定	こよる請求がなされた
			277 77 822 -		除開始予定日とされた
					大学の指定があった場
)の前日までに、次の
					、当該介護による時間
					かったものとみなす。
					大学に対して当該事由 なければならない。
			•	<u>: 姪佈なく畑山し</u> 系る要介護者が死	
				, , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u>ししたとさ。</u> 等により請求に係る要
				対機関係が消滅	
					負傷、疾病又は身体上
					り、要介護者を介護で
			きない状態	気になったとき。	
			第43条の13	B 時間外勤務免	除期間は、次の各号の
			一に該当する	5場合には、第4	3条の11第1項の規
			定にかかわり	っず、当該事情が	生じた日の前日(第1
					にあっては、当該事情
				に終了する。	
				号に掲げるいすね	1かの事由が生じたと
			<u>き。</u> (の) ま さ まぎ	こよ地跡見につ	いて玄芸の仕冊コは玄
					いて産前の休暇又は産
				<u> </u>	<u>。</u> いて新たに第3条の規
				197に教職員にう ず児休業が開始さ	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u>れいたこと。</u> いて新たに第31条の
				うた教織員にう	
					(項第1号に掲げる事情)
					その旨を大学に届出し
			なければなら		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
					項の届出について準用
			<u>する。</u>		
(介護を行う教職	員の時間外勤務の制限	艮)	(介護を行う	教職員の時間外	勤務の制限)
第44条 (略)				1 左)	
(介護を行う教職	員の時間外勤務の制限	艮の請求等)	(介護を行う	教職員の時間外	勤務の制限の請求等)

改正前

第45条 介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、制限時間を超える時間外勤務制限期間について、その初日(以下「介護による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介護による時間外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、介護による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務制限請求書により行うものとする。

2·3 (略) (中 略)

附 則

 $1 \sim 8$ (略)

9 給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に対する第19条及び第38条(第43条の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「第39条」とあるのは、「附則第8項」とする。

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)

(前略)

(年次休暇以外の休暇)

- 第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員 第54条 (第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続 勤務している者に限る。)に対して当該各号に掲げる 期間の有給の休暇を与えるものとする。
 - (1)~(7) (略)
 - (8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 2 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第6号、第7号及び第8号に掲げる場合にあっては、契約期間が6月以上である者又は6月以上継続勤務して

改 正 後

第45条 介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、制限時間を超える時間外勤務制限期間について、その初日(以下「介護による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介護による時間外勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、介護による時間外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、この項前段に規定する時間外勤務制限期間については、第20条の8第1項及び第43条の11第1項に規定する免除期間並びに第23条第1項に規定する時間外勤務制限期間と重複しないようにしなければならない。

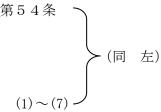
2 · 3 (同 左)

附則

1~8 (同 左)

9 給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に対する第19条及び第38条 (第43条<u>及び第43条の5</u>の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中 「第39条」とあるのは、「附則第8項」とする。

(年次休暇以外の休暇)



- (8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子 (国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)第3条第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下第2項第3号及び第7号において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
- 2 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第6号、第7号及び第8号に掲げる場合にあっては、契約期間が6月以上である者又は6月以上継続勤務

正後

いる者に限る。ただし、第7号及び第8号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 生後1年に達しない子を育てる有期雇用教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の有期雇用教職員にあっては、その子の当該有期雇用教職員以外の親が、当該有期雇用教職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(4)~(6) (略)

- (7) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。) を養育する有期雇用教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間
- (8) 有期雇用教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは 精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日 常生活を営むのに支障がある者(前号に掲げる場合 を除く。)を介護するため勤務しないことが相当で あると認められる場合 一の事業年度において当 該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日 の範囲内の期間

$$\begin{array}{c}
(9) \\
3 \sim 4
\end{array}$$

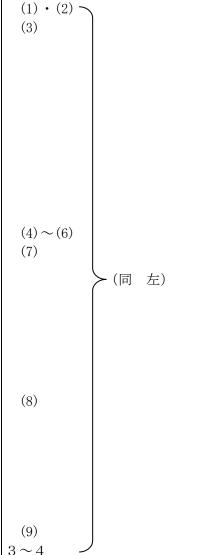
$$\begin{array}{c}
(\text{BB})
\end{array}$$

第7章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第58条 有期雇用教職員の育児休業、育児部分休業、介護休業、介護部分休業、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の2から第43条の5までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教

している者に限る。ただし、第7号及び第8号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第16条の3第2項及び第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。



第7章 育児・介護休業等 (育児・介護休業等)

第58条 有期雇用教職員の育児休業、育児部分休業、介護休業、介護部分休業、<u>介護時間、</u>時間外勤務の<u>免除・</u>制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、<u>育児・介護規程</u>を準用する(第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び<u>第43条の6</u>から<u>第43条の9</u>までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄の

正 改 職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育 とおりとする。 児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとす (中略) 別表第8 別表第8 育児・介護 適用する規定 育児・介護 適用する規定 規程の規 規程の規 第3条 第3条 有期雇用教職員は、当該有期雇 第3条 有期雇用教職員は、当該有期雇 第3条 用教職員の1歳に満たない子を養育す 用教職員の1歳に満たない子(特別養 るために、大学に申し出ることによ 子縁組のための試験的な養育期間にあ り、当該子が1歳に達する日まで育児 る子(監護期間中の子)及び養子縁組 休業をすることができる。ただし、当 里親として委託されている子等を含 該子について、既に育児休業(当該育 む。第31条を除き、以下同じ。)を 児休業に係る子の出生の日から起算し 養育するために、大学に申し出ること て8週間を経過する日の翌日まで(出 により、当該子が1歳に達する日まで 産予定日前に当該子が出生した場合に 育児休業をすることができる。ただ あっては当該出生の日から当該出産予 し、当該子について、既に育児休業 定日から起算して8週間を経過する日 (当該育児休業に係る子の出生の日か の翌日までとし、出産予定日後に当該 ら起算して8週間を経過する日の翌日 子が出生した場合にあっては当該出産 まで(出産予定日前に当該子が出生し 予定日から当該出生の日から起算して た場合にあっては当該出生の日から当 8週間を経過する日の翌日までとす 該出産予定日から起算して8週間を経 る。)の期間内に、有期雇用教職員(国 過する日の翌日までとし、出産予定日 立大学法人京都大学有期雇用教職員就 後に当該子が出生した場合にあっては 業規則(平成17年達示第37号。以 当該出産予定日から当該出生の日から 下「有期雇用教職員就業規則」とい 起算して8週間を経過する日の翌日ま う。)第2条に定める教職員のうち、有 でとする。)の期間内に、有期雇用教 期雇用教職員就業規則第54条第2項 職員(国立大学法人京都大学有期雇用 第2号に定める年次休暇以外の休暇を 教職員就業規則(平成17年達示第3 取得した者を除いた者をいう。)が当 7号。以下「有期雇用教職員就業規 該子を養育するためにした最初の申出 則」という。) 第2条に定める教職員 による育児休業を除く。)をしたこと のうち、有期雇用教職員就業規則第5 があるときは、特別の事情がある場合 4条第2項第2号に定める年次休暇以 を除き、当該申出をすることができな 外の休暇を取得した者を除いた者をい い(任期又は期間を付して雇用される う。)が当該子を養育するためにした 者が育児休業をしている場合におい 最初の申出による育児休業を除く。) て、その任期又は期間の終了後、任期 をしたことがあるときは、特別の事情 又は期間の更新に伴い、その初日から がある場合を除き、当該申出をするこ 引き続き申し出る場合を除く。)。 とができない(任期又は期間を付して 雇用される者が育児休業をしている場 合において、その任期又は期間の終了 後、任期又は期間の更新に伴い、その 初日から引き続き申し出る場合を除 < 。)。 2 前項で定める特別の事情がある場合 2 (同 左) は、次のとおりとする。 (1) (略) 育児休業をしていた有期雇用教 (2) 育児休業をしていた有期雇用教職 職員が、第10条第1項第4号に掲 員が、第10条第1項第4号に掲げ る事由に該当したことにより育児休 げる事由に該当したことにより育児

改	正		改	正	
		、同号に規定する			同号に規定する申
		亡し、又は養子縁			<u>欠のいずれかに該当</u>
	<u>組等により有期雇</u> たとき。	:用教職貝と別居し		<u>するに至ったとき</u>	<u>*</u> .
	<u>/c </u>			<u>ア</u> 死亡したとき	*
					-。 こより有期雇用教職
				 員と別居した &	
					k組の不成立等によ <u></u>
					める子に該当しなく
	$(3) \sim (7)$ (略)			<u>なったとき。</u> (3)~(7) (同 左)
	3 第1項に定めるも	ののほか、有期雇		3 第1項に定める	·
	用教職員は、その養				養育する1歳から1
	歳6ヶ月に達するま	での子について、		歳6ヶ月に達する	までの子について、
	有期雇用教職員又は				はその配偶者 <u>が当該</u>
	該子の1歳到達日に				日(以下「1歳到達
	している場合で次の 該当する場合は、大				おいて育児休業をし 各号のいずれかに該
	により、育児休業を				学に申し出ることに
	る。ただし、その配	·		より、育児休業を	
	歳到達日において育	児休業をしている		ただし、その配偶	者が当該子の1歳到
	ものにあっては、次				木業をしているもの
	び第3号に該当しな				第2項に該当しない
	該申出をすることが に関する事項は、第	=			申出をすることがで 関する事項は、第5
	び第10条の規定を			=	第10条の規定を準 第10条の規定を準
	において、「3歳」				おいて、「3歳」と
	6ヶ月」と、「1月	」とあるのは「2		あるのは「1歳6	ヶ月」と、「1月」
	週間」と読み替える	ものとする。		·	間」と読み替えるも
	(4) Wath 110-157	7) / / / / / / / / / / / / / / / / /		のとする。	777 777
	(1) 当該申出に係る 所等における保育				る子について、保育 育の利用を希望し、
	/21 4	るが、当該子が1		// 1 1 1 1 1 1 1 1 1	月の利用を布室し、 いるが、当該子の1
		期間について、当			間について、当面そ
	面その実施が行わ			の実施が行われた	ない場合
	(2) 常態として当該				該申出に係る子の養
		偶者であって当該			配偶者であって当該
		<u>日</u> 後の期間につい 子の養育を行う予			後の期間について常 の養育を行う予定で
		次のいずれかに該			のいずれかに該当し
	当した場合			た場合	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	イ~ニ (略)			イ~ニ (同 ゟ	元)
第4条	第4条 前条第1項(·	第4条	第4条 前条第1項	
	ず、 <u>次の各号の一(</u>			-	介護休業法第6条申定による党体協定
	<u>ついては、育児・介</u> 1項の規定による労				規定による労使協定 見休業の申出があっ!
	<u>1頃の </u>				1年以内に退職する
	は育児休業をするこ			-	期雇用教職員からの
	(1) 育児休業申出が			申出は、これを拒む	っことができる。
		職することが明ら			
	かな有期雇用教職	<u>員</u>			

改	正 前	改	正後
	(2) 大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない有期雇用教職員 (3) 育児休業により養育する子が1歳 に達する日から1年を経過する日ま での間に、労働契約の期間が満了 し、かつ、当該労働契約の更新がな いことが明らかである有期雇用教職 員		2 前項に定めるもののほか、次の各号 の一に該当する有期雇用教職員は、育 児休業をすることができない。 (1) 大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない有期雇用教職員 (2) 育児休業により養育する子が1歳 6か月に達する日までに、その労働 契約(労働契約が更新される場合に あっては、更新後のもの)が満了す
第8条	第8条 育児休業の申出に該当にことができられた。(1)~(3) (略)		(1)~(3) (1)~(3) (4) 当該申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。 (5) その他育児休業の撤回時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業をしなければその養育に著しい支障を生じるとき。 (同 左)

改	正	 前	改	正	
	ったものとみなす。				
	有期雇用教職員は、				
	事由が生じた旨を退	産滞なく届出しなけ			
	ればならない。			(1) (0) (日	
	$(1) \sim (3)$ (略)			(1)~(3) (同)	· ·
					出に係る子が特別養子 等により、第3条第1
					こ該当しなくなったと
				き。 き。	三阪コレなくなりたと
	(4) (略)			(5) (同 左)	
第9条	第9条 (略)		第9条	第9条 (同 左)	
	2 有期雇用教職員の)養育する子につい		2 有期雇用教職員	員の養育する子につい
	て、当該有期雇用参	対職員の配偶者が当		て、当該有期雇用	用教職員の配偶者が当
	該子の1歳到達日以				日以前のいずれかの日
	において当該子を養				を養育するために育児
	休業をしている場合				場合における第3条の
	規定の適用について				いては、同条第1項中
		とあるのは「1			ハ子」とあるのは「1
	歳に満たない子(第 により読み替えて通				(第9条第2項の規定 て適用するこの項の規
	定により育児休業を				に 過
	は、1歳2か月に清				こ満たない子) 」と、
	第3条第3項中「」				「又はその配偶者が当
	当該子の1歳到達日				する日(以下「1歳到
	当該子の1歳到達日	1 (当該有期雇用教		達日」という。)	_」とあるのは「が当
	職員が第9条第2項	頁の規定により読み		該子が1歳に達っ	する日 (以下「1歳到
	替えて適用する第1			達日」という。)	_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	た申出に係る第9条				質の規定により読み替
	項の規定により読み				1項の規定によりした
	合を含む。) に規定 予定日とされた日か				条第1項(同条第2項の共享で適用する場合
	日後である場合にあ				み替えて適用する場合 定する育児休業終了予
	休業終了予定日とさ			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	が当該子の1歳到達日
	育児休業をしている				あっては、当該育児休
	雇用教職員の配偶者				された日)において育
	達日(当該配偶者か	ぶ第9条第2項の規		児休業をしている	る場合又は当該有期雇
	定により読み替えて	「適用する第1項の		用教職員の配偶者	 が当該子の1歳到達
	規定によりした申出	はに係る第9条第1		日(当該配偶者為	が第9条第2項の規定
	項 (同条第2項の規				て適用する第1項の規
	て適用する場合を含				出に係る第9条第1項
	育児休業終了予定日				規定により読み替えて
	子の1歳到達日後で				含む。)に規定する育
	は、当該育児休業系 日)」と、第3条				日とされた日が当該子 である場合にあって
		第3頃にたし青年 5るのは「1歳到達」			とめる場合にめる C 業終了予定日とされた
	日(当該配偶者が第	·			条第3項ただし書中
	により読み替えて通				とあるのは「1歳到達
	定によりした申出に			-	が第9条第2項の規定
		ごにより読み替えて			て適用する第1項の規
	適用する場合を含む	』。) に規定する育		定によりした申占	出に係る第9条第1項
	児休業終了予定日と	された日が当該子		(同条第2項の規	規定により読み替えて

改	正前	改	正後
	の1歳到達日後である場合にあって は、当該育児休業終了予定日とされた 日)」とする。 3 (略)		適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日)」とする。 3 (同 左)
第10条	第10条 育児休業期間は、次の各号の 一に該当する場合には、前条の規定に かかわらず、当該事情が生じた日(第 3号及び第5号に掲げる事情が生じた 場合にあってはその前日)に終了す る。	第10条	第10条
	(1)~(3) (略) (4) 育児休業をしている有期雇用教職 員について当該育児休業に係る子以 外の子について育児休業が開始され たとき。 (5)		(1)~(3) (4) (5)
	2 · 3 2		2·3 J
	(中 略)		
第15条	第15条 有期雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しない。と(以下「育児部分休業」という。とし、大学に引き続きを限さる。ただし、大学に引き続きを開された期間が1年に満たない有期雇用教職員(労使協定がある場合にとない。	第15条	第15条 有期雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が小学校第3学年の終期を経過する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないう。と(以下「育児部分休業」という。をできる。ただし、大学に引き続きる。ただし、大学に引き続きる場所できる。ただし、大学に引き続きる。)は、自己を行うことができる。)は、これを行うことができない。
	(中 略)		
第20条 の7	に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 前項の請求は、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用	第20条 の7	第20条の7 (同 左) 2 前項の請求は、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用 ***********************************
第31条	教職員 (労使協定がある場合に限 る。) は行うことができない。 第31条 有期雇用教職員は、負傷、疾	第31条	教職員 (育児・介護休業法第16条の 8第1項の規定による労使協定がある 場合に限る。) は行うことができな い。 第31条 有期雇用教職員は、負傷、疾
NAO I A	病又は身体上若しくは精神上の障害に	NO IV	病又は身体上若しくは精神上の障害に

改 より2週間以上の期間にわたり日常生 より2週間以上の期間にわたり日常生 活を営むのに支障がある者(以下「要 活を営むのに支障がある者(以下「要 介護者」という。)を介護するため 介護者」という。)を介護するため に、大学に申し出ることにより、介護 に、大学に申し出ることにより、介護 休業をすることができる。ただし、次 休業をすることができる。 の各号の一に該当する有期雇用教職員 は、これを行うことができない。 (1) (略) (2) 介護休業申出があった日から起算 して93日以内に退職することが明 らかな有期雇用教職員 (3) 介護休業申出があった日から起算 して93日を経過する日から1年を 経過する日までの間に、契約期間が 満了し、かつ、当該労働契約の更新 がないことが明らかである有期雇用 教職員 2 前項の規定にかかわらず、大学は、 育児・介護休業法第12条第2項の規 定において準用する育児・介護休業法 第6条第1項ただし書の規定による労 使協定がある場合は、介護休業申出が あった日から起算して93日以内に退 職することが明らかな有期雇用教職員 からの申出は、これを拒むことができ る。 3 前項に定めるもののほか、次の各号 の一に該当する有期雇用教職員は、介 護休業をすることができない。 (1) 大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない有期雇用教職員 (2) 介護休業開始予定日から起算して 93日を経過する日から6月を経過 する日までに、その労働契約(労働 契約が更新される場合にあっては、 更新後のもの)が満了することが明 らかな有期雇用教職員 2 前項の要介護者の対象者は、次の各 4 第1項の要介護者の対象者は、次の 各号の一に該当する者をいう。 号の一に該当する者をいう。 (1) 同居・別居を問わない (1)イ 配偶者(届出をしないが事実上 イ 婚姻関係と同様の事情にある者を 含む。以下この項において同 - (同 左) じ。) 口 父母 口 ハ子 ニ 配偶者の父母 ホ 祖父母 <u>へ</u> 孫 <u>卜 兄弟姉妹</u> (2) (同 左) (2) 同居を条件とする

改	正前	改	正後
第35条	 イ 祖父母、又は	第35条	イロハニー (同 左) 第35条 介護休業を申し出た有期雇用教職員が、介護休業を中ることができる期間(以下「介護休業期間」という。)は、要介護者1人につき、3回を超えず、かつ、93日から当該申出に係る要介護者についての次に掲げる日数を合算した日数を差し引いた日数の期間を限度とする。 (1)・(2) (同 左)
	(中略)		
第40条	第40条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。ただし、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員(労使協定がある場合に限る。)は、これを行うことができない。	第40条	第40条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、 育児・介護休業法第23条第3項ただし書の規定による労使協定がある場合
			は、大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない有期雇用教職員からの 介護部分休業の申出は、これを拒むこ
第41条	第41条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。 (1) 介護休業も取得する場合 介護休業と併せて要介護者1人につき、通算93日の期間。ただし、要介護者の各々が一の継続する状態ごとに1回とする。 (2) 介護部分休業だけの場合 要介護者1人につき、通算93日の期間。ただし、要介護者の各々が一の継続	第41条	とができる。 第41条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。 (1) 介護休業も取得する場合 介護休業と併せて要介護者1人につき、3 回を超えず、かつ、通算93日の期間。 (2) 介護部分休業だけの場合 要介護者1人につき、3 回を超えず、かっ、通算93日の期間。
	たたし、安介設有の名々が の総約 する状態ごとに1回とする。 2 介護部分休業は、1日を通じ、始業 の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、必要と		2 介護部分休業は、1日を通じ、始業 の時刻から連続し、又は終業の時刻ま で連続した4時間 <u>(当該介護部分休業</u>

改	正	前	改	正	後
	される時間について で行うものとする。 (後 略)	時間を単位とし	第43条 の10	をして勤務しない では、当該4時間 より勤務しない時 範囲内で単位と 第43条の10 有護者をいる力護することはない。 な運営を妨げる場 い。 前間間見り 2 対職員で見り 教職員で見り 9第1項の規定 児・介護体業法別規定による労使	ではいます。 では、 このでは、
	<u>l</u>]		

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)

(前 略)

(年次休暇以外の休暇)

第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員|第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員 (第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6月以 上の契約期間が定められている者又は6月以上継続 勤務している者(第7号にあっては、1週間の所定勤 務日数が2日以下である者又は週以外の期間によっ て勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間 の勤務日が120日以下である者を除く。)に限り、 第9号に掲げる場合にあっては、別表第3に掲げる者 を除く。) に対して当該各号に掲げる期間の有給の休 暇を与えるものとする。

(1)~(7) (略)

(8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移 植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその 登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移 植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末 梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に 伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがや むを得ないと認められるとき 必要と認められる 期間

(年次休暇以外の休暇)

(第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6月以 上の契約期間が定められている者又は6月以上継続 勤務している者(第7号にあっては、1週間の所定勤 務日数が2日以下である者又は週以外の期間によっ て勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間 の勤務日が120日以下である者を除く。)に限り、 第9号に掲げる場合にあっては、別表第3に掲げる者 を除く。) に対して当該各号に掲げる期間の有給の休 暇を与えるものとする。

 $(1)\sim(7)$ (同 左)

(8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移 植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその 登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は 配偶者、父母、子(国立大学法人京都大学教職員の 育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第 84号。以下「育児・介護規程」という。)第3条 第1項において子に含まれるとされる者を含む。以 下第2項第3号及び第7号において同じ。)及び兄 弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末 梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場 改 正 前 改 正 後

(9) (略)

2 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第6号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限り、第7号及び第8号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であって、1週間の所定勤務日数が2日を超える者に限る。ただし、第7号及び第8号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。)による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 生後1年に達しない子を育てる時間雇用教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の時間雇用教職員にあっては、その子の当該時間雇用教職員以外の親が、当該時間雇用教職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(4)~(6) (略)

- (7) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。) を養育する時間雇用教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間
- (8) 時間雇用教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは 精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日 常生活を営むのに支障がある者(前号に掲げる場合 を除く。)を介護するため勤務しないことが相当で あると認められる場合 一の事業年度において当 該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日 の範囲内の期間

(9) (略)

(中略)

合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等 のため勤務しないことがやむを得ないと認められ るとき 必要と認められる期間

(9) (同 左)

次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第6 号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定 められている者又は6月以上継続勤務している者(週 以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限 り、第7号及び第8号に掲げる場合にあっては、6月 以上の契約期間が定められている者又は6月以上継 続勤務している者であって、1週間の所定勤務日数が 2日を超える者に限る。ただし、第7号及び第8号の 休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第 50条において「育児・介護休業法」という。)第 16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定に <u>おいて準用する第6条第1項ただし書</u>による労使協 定がある場合に限る。) に対して当該各号に掲げる期 間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) · (2) (3) (4) ~ (6) (7) (同 左)

(8)

(9)

前

第7章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第50条 時間雇用教職員の育児休業、育児部分休業、 介護休業、介護部分休業、時間外勤務の制限及び深夜 勤務の制限に関し必要な事項は、国立大学法人京都大 学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16 年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。) を準用する(第12条第2項から第14条の10ま で、第20条の2から第20条の6まで、第39条及 び第43条の2から第43条の5までを除く。)。こ の場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教 職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育 児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとす

(中略)

別表第7 (第50条関係)

育児・介護 適用する規定 規程の規

第3条

定

第3条 時間雇用教職員は、当該時間雇 用教職員の1歳に満たない子を養育す るために、大学に申し出ることによ り、当該子が1歳に達する日まで育児 休業をすることができる。ただし、当 該子について、既に育児休業(当該育 児休業に係る子の出生の日から起算し て8週間を経過する日の翌日まで(出 産予定日前に当該子が出生した場合に あっては当該出生の日から当該出産予 定日から起算して8週間を経過する日 の翌日までとし、出産予定日後に当該 子が出生した場合にあっては当該出産 予定日から当該出生の日から起算して 8週間を経過する日の翌日までとす る。) の期間内に、時間雇用教職員 (国立大学法人京都大学時間雇用教職 員就業規則(平成17年達示第38 号。以下「時間雇用教職員就業規則」 という。) 第2条第1項に定める教職 員のうち、時間雇用教職員就業規則第 46条第2項第2号に定める年次休暇 以外の休暇を取得した者を除いた者を いう。)が当該子を養育するためにし た最初の申出による育児休業を除 く。)をしたことがあるときは、特別 の事情がある場合を除き、当該申出を することができない(任期又は期間を 付して雇用される者が育児休業をして いる場合において、その任期又は期間 の終了後、任期又は期間の更新に伴 い、その初日から引き続き申し出る場

第7章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第50条 時間雇用教職員の育児休業、育児部分休業、 介護休業、介護部分休業、介護時間、時間外勤務の免 除・制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、育 児・介護規程を準用する(第12条第2項から第14 条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、 第39条及び第43条の6から第43条の9までを 除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは 「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左 欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄の とおりとする。

後

別表第7 (第50条関係)

育児・介護 適用する規定 規程の規 定

第3条

第3条 時間雇用教職員は、当該時間雇 用教職員の1歳に満たない子(特別養 子縁組のための試験的な養育期間にあ る子 (監護期間中の子) 及び養子縁組 里親として委託されている子等を含 む。第31条を除き、以下同じ。)を 養育するために、大学に申し出ること により、当該子が1歳に達する日まで 育児休業をすることができる。ただ し、当該子について、既に育児休業 (当該育児休業に係る子の出生の日か ら起算して8週間を経過する日の翌日 まで(出産予定日前に当該子が出生し た場合にあっては当該出生の日から当 該出産予定日から起算して8週間を経 過する日の翌日までとし、出産予定日 後に当該子が出生した場合にあっては 当該出産予定日から当該出生の日から 起算して8週間を経過する日の翌日ま でとする。) の期間内に、時間雇用教 職員(国立大学法人京都大学時間雇用 教職員就業規則(平成17年達示第 38号。以下「時間雇用教職員就業規 則」という。)第2条第1項に定める 教職員のうち、時間雇用教職員就業規 則第46条第2項第2号に定める年次 休暇以外の休暇を取得した者を除いた 者をいう。) が当該子を養育するため にした最初の申出による育児休業を除 く。)をしたことがあるときは、特別 の事情がある場合を除き、当該申出を することができない(任期又は期間を

 改
 正
 前
 改
 正
 後

合を除く。)。

2 前項で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 育児休業をしていた時間雇用教職 員が、第10条第1項第4号に掲げ る事由に該当したことにより育児休 業が終了した後、同号に規定する申 出に係る子が死亡し、又は養子縁組 等により時間雇用教職員と別居した とき。

 $(3) \sim (7)$ (略)

- 3 第1項に定めるもののほか、時間雇 用教職員は、その養育する1歳から1 歳6ヶ月に達するまでの子について、 時間雇用教職員又はその配偶者が、当 該子の1歳到達日において育児休業を している場合で次の各号のいずれかに 該当する場合は、大学に申し出ること により、育児休業をすることができ る。ただし、その配偶者が当該子の1 歳到達日において育児休業をしている ものにあっては、次条第1項第2号、 第3号及び第4号に該当しないものに 限り、当該申出をすることができる。 この申出に関する事項は、第5条から 第8条及び第10条の規定を準用し、 この場合において、「3歳」とあるの は「1歳6ヶ月」と、「1月」とある のは「2週間」と読み替えるものとす
 - (1) 当該申出に係る子について、保育 所等における保育の利用を希望し、 申込みを行っているが、当該子<u>が1</u> <u>歳に達する日</u>後の期間について、当 面その実施が行われない場合
 - (2) 常態として当該申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該

付して雇用される者が育児休業をしている場合において、その任期又は期間の終了後、任期又は期間の更新に伴い、その初日から引き続き申し出る場合を除く。)。

2 (同 左)

- (2) 育児休業をしていた時間雇用教職 員が、第10条第1項第4号に掲げ る事由に該当したことにより育児休 業が終了した後、同号に規定する申 出に係る子が、次のいずれかに該当 するに至ったとき。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 養子縁組等により時間雇用教 職員と別居したとき。
 - ウ 特別養子縁組の不成立等により、前項に定める子に該当しなくなったとき。
- (3)~(7) (同 左)
- 3 第1項に定めるもののほか、時間雇 用教職員は、その養育する1歳から1 歳6ヶ月に達するまでの子について、 時間雇用教職員又はその配偶者が当該 子が1歳に達する日(以下「1歳到達 日」という。) において育児休業をし ている場合で次の各号のいずれかに該 当する場合は、大学に申し出ることに より、育児休業をすることができる。 ただし、その配偶者が当該子の1歳到 達日において育児休業をしているもの にあっては、次条第1項第2号及び第 2項に該当しないものに限り、当該申 出をすることができる。この申出に関 する事項は、第5条から第8条及び第 10条の規定を準用し、この場合にお いて、「3歳」とあるのは「1歳6ヶ 月」と、「1月」とあるのは「2週 間」と読み替えるものとする。
 - (1) 当該申出に係る子について、保育 所等における保育の利用を希望し、 申込みを行っているが、当該子<u>の1</u> <u>歳到達日後の期間について、当面そ</u> の実施が行われない場合
 - (2) 常態として当該申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当し

改	正		改	正	
	当した場合			た場合	
	ア〜エ (略)			ア〜エ	(同 左)
第4条	第4条 前条第1項の ず、次の各号の一(次 び第4号については、 法第6条第1項による 場合に限る。)に該 教職員は育児休業を い。 (1) 育児休業申出がる して1年以内に退 かな時間雇用教職員 (2) 大学に引き続き 1年に満たない時間 (3) 育児休業によりま での間に、労働契 し、かつ、当該労行 いことが明らかでる 員 (4) 1週間の所定勤	ただし、第1号及 育児・介護休業 る労使協時間雇お る当することがらいる あったことがらが明 をおったることがらが明 を記事をといる。 を記事をといる。 を記事をといる。 は、これを明 は、これを は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	第4条	第4条 前条 ず、 <u>大学は</u> 第1項ただ がある場合 る時間雇用 出は、これ (1) 育児休 して1年 かな時間	第1項の規定にかかわら 、育児・介護休業法第6条 し書の規定による労使協定 は、次の各号の一に該当す 教職員からの育児休業の申 を拒むことができる。 業申出があった日から起算 以内に退職することが明ら 雇用教職員 の所定勤務日数が2日以下
	の時間雇用教職員			の一に該当 児休業をす (1) 大学に 1年に満 (2) 育児休 6か月に 契約(労 あっては	めるもののほか、次の各号する時間雇用教職員は、育ることができない。 引き続き雇用された期間がたない時間雇用教職員 業により養育する子が1歳達する日までに、その労働働契約が更新される場合に、更新後のもの)が満了す明らかな時間雇用教職員
第8条	第8番(10年) 第10年) 第1	開始の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	第8条	第8条	→ (同 左)

(1)~(3) (時) (1)~(3) (時) (1)~(3) (同 左) (4) 当該中出に係る子について、保育 の第年に対しる所名の利用を希望し、 地込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。 (6) その他事児休業の厳同時に子側することができなかった事実が生じた。 ことはできなかった事実が生じた。ことにより当該専児休業に移る子について、育児休業の中出は、されなかったものとみなす。この場合において時間雇用教職員は、大学に対して当該事の事に生じた言を遅滞なく届出しなければならない。 (1)~(3) (略) (1)~(3) (略) (1)~(3) (略) (1)~(3) (の) (同 左) (1)~(3) (の) (同 左) (1)~(3) (の) (同 左) (回 左) (同 左) (回 左)	(4) 当該中出に係る子について	改	 正	 前	改			
	休業終了予定日とされた日)において		(1) (4) 条時、子お業定1によに、3該該員之申のを定後業児の定号児み職たい(1) (4) 条時、子お業定1によに、3該該員之申のを定後業児の定号児み職たい(1) (4) 条時、子お業定1によに、3該該員之申のを定後業児の定号児み職たい(1) (4) 条時、子お業定1によい替児か項歳歳条するよ)れ場定して、1 (4) 条時、子が、大体月中到到第る第りにた合日で終れて、1 (4) 条件で、1	まれ該自己大帯 さた該出の学な があるさにく があるさにし出 でのす、合対届 たのす、合対届 たのす、合対届 でのするは同のでありである。 でのするがにも を前るさにし出 の間とに同用休1当に当 を開れめ第第の項のに)偶の間よに同用休1当に当 ではい当な のがの育条項「規のっとが「用読り第る終到育い時 見でにかて該け	第 9 条	(14) 所申施) るこつ養 (14) 原甲施) るこつ養 (14) 原甲施) るこつ養 (14) 原甲施) るこつ養 (15) 条時、子お業定1によに、3子日子日がて出規含日で(当等込がそことい育 (14) 原理に (15) 条時、子お業定1によに、3子日子日がて出規含日で(出け行れ育でり育し (15) 条時、子お業定1によに、3子日子日がて出規含日で(出け行れ育でり育し (15) 条時、子お業定1によに、3子日子日がて出規含日で(出け行れ育でり育し (15) 条時、子お業定1にたい替児か項にうにう第る第りにた合業成る 左 教間到該いにたい替児か項にうにう第る第りにた合業成る 左 教間到該いにたい替児か項にうにう第る第りにた合業のでは、150 を記述している。2 第 2 記述に	は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本 は、日本日本日本 は、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	

改	正 前	改	正 後
	規定によりした申出に係る第9条第1 項(同条第2項の規定により読み替え で適用する場合を含む。)に規定が当る 育児休業のでは、にののでは、当該では、当該では、当該では、第3条第3項にでは、 日)」とは、第3条第3項にでは、当該では、第4をのは、第2では、第4をのは、1 日、当該の時間では、1 日、当該の時間では、1 日、当該の時間では、1 日、当該の時間では、1 日、当該の時間では、1 日、1 日、1 日、1 日、1 日、1 日、1 日、1 日、1 日、1 日		日(当該配偶者が第9条第2項の規定により読み替えて通用の第9条第1項の規項ではより記した申出に係る第9条替えての規定によりの1を第2項の規定によりに表第2項を含む。 1 成
第10条	第10条 育児休業期間は、次の各号の 一に該当する場合には、前条の規定に かかわらず、当該事情が生じた日(第 3号及び第5号に掲げる事情が生じた 場合にあってはその前日)に終了す る。 (1)~(3) (略) (4) 育児休業をしている時間雇用教職 員について当該育児休業に係る子以 外の子について育児休業が開始され たとき。 (5) 2・3 (略)	第10条	第10条 (1)~(3) (4) (5) 2・3
第15条	(中 略) 第15条 時間雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、小学校的3学年の終期を経過する日まで2日の当務時間の「育児部分休業」という。(当年の終期の「育児部分休業」とのものできる。ただし、次のものできる。ただらに育児部分休業を時間雇用教職員は1)大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない時間雇用教職員(2)1週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員	第15条	第15条 時間雇用教職員は、当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために、大学に第3学年の終期を経過すで2日にあることによる日本で2日に表現の一部にの一方では、1年に満たない時間雇用教職員(2)1週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員(2)1週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員
笠 9 0 冬	(中 略) 第20条の7 時間屋田教職員は 3 歳	第00 夕	第20冬の7 時期屋田麹疄昌は 2等
男20余	第20条の7 時間雇用教職員は、3歳	第20条	第20条の7 時間雇用教職員は、3歳

改	正 前	改	正後
07	に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 前項の請求は、次の各号の一(労使協定がある場合に限る。)に該当する時間雇用教職員は行うことができない。 (1)・(2) (略)	07	に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 前項の請求は、次の各号の一(百児・介護休業法第16条の8第1項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する時間雇用教職員は行うことができない。 (1)・(2) (同 左)
第31条	(中 略) 第31条 時間雇用教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を含る。ただし、次の各号の一(第4号については、規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する時間雇用教職員(2)介護休業申出があった日から起算して93日を経過する日から1年を経過する日までの間に、契約期間が満ないことが明らかである時間雇用教職員(3)介護休業申出があった日から起算して93日を経過する日から1年を経過する日までの間に、契約期間が満ないことが明らかである時間雇用教職員(4)1週間の所定勤務日数が2日以下の時間雇用教職員	第31条	第31条 時間雇用教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上のり目常生活を営むのに支障がある者(以下る力護者」という。)を介護する、介護大学により、公司を対し出ることにより、、企業をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、有児・介護体業法第12条第2項の規定において準用する育児・介護体業法第6条第1項ただし書の規定による労使協定がある場合は、次の各号の一に
			該当する時間雇用教職員からの介護休業の申出は、これを拒むことができる。

改	正	前	改	正後
第35条	2		第35条	正 後 の一に該当する時間雇用教職員は、介護休業をすることができない。 (1) 大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない時間雇用教職員 (2) 介護休業開始予定日から6月を経過する日から6月を経過する日から6月を経過する日から6月を経過する日までに、れる場合にあっては、更新後のもの)が満満しらかな時間雇用教職員第1項の要素者の対象者は、次の各号の一に該当する者をいう。 (1) ア (同 左) 第35条 介護休業を申し出た時間雇用を高いのできる。 (1) ア (同 左) 第40条 時間に、 要介護したから当に掲出の判別に係数を含ります。 第40条 時間雇用を設定を担ける当においた日数間である。 (1)・(2) (同 左) 第40条 時間雇用教職員は、更介護者を介護とによりの期間を記して、第40条 時間雇用を設定とする。 (1)・(2) (同 左) 第40条 時間雇用教職員は、更介護者を介護者を介護とによりのよいことができる。

改	正前	改	正後
	行うことができない。 (1) 大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない時間雇用教職員 (2) 1週間の所定勤務日数が2日以下 の時間雇用教職員		2 前項の規定にかかわらず、大学は、 育児・介護休業法第23条第3項ただ し書の規定による労使協定がある場合 は、次の各号の一に該当する時間雇用 教職員からの介護休業の申出は、これ を拒むことができる。 (1) 大学に引き続き雇用された期間が 1年に満たない時間雇用教職員 (2) 1週間の所定勤務日数が2日以下 の時間雇用教職員
第41条	第41条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。 (1) 介護休業も取得する場合 介護休業と併せて要介護者1人につき、通算93日の期間。ただし、要介護者の各々が一の継続する状態ごとに1回とする。 (2) 介護部分休業だけの場合 要介護者1人につき、通算93日の期間。ただし、要介護者の各々が一の継続する状態ごとに1回とする。 2 介護部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続した4時間の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。	第41条 第43条 の2	第41条 介護部分休業ができる。 (1)介護保業を持ちるものとする。 (1)介護保業を関する場合 (1)介護保業を関する。 (1)介護を超えず、かつ、通算93日の期間。 (2)介護部分体業だけの場合 要介護者1人につき、3回を超えず、かつ、通算93日の期間。 (2)介護部分体業は、1日を超えず、かつ、通算93日の期間。 (2)介護部分保業は、1日を通じ、始業で連続した4時間(当該介護部のに関するがある)で連続した4時間があるが護部のに関するの範囲を単位といてもりがある時間ので、当該4時間を単位といてもりができる。 第43条の2 時間雇用教職員は、これを行うことができない。 (1)大学に引き続き雇用を対験日本に対して対し、第23条第3項ただし限る。)に該当する時間雇用教職員は、これを行うことができない。 (1)大学に引き続き雇用された期間が1年に満たの時間雇用教職員(2)1週間の所定勤務日本職員は、要

改	正	前	改	正	後
	(後略)		<u>010</u>	することにより、 れることはない。 な運営を妨げる場 い。2前項の請求は児・介護休業法第 規定において準用 法第16条の8第 使協定がある場合 る時間雇用教職員 い。 (1) 大学に引き続 1年に満たない	ために、大学に請求 時間外勤務を命ぜら ただし、業務の正常 合は、この限りでな 、次の各号の一(育 第16条の9第1項の 計する育児・介護体業 第1項の規定による労 に限る。)に該当す は行うことはできな に関るによる対 は行うことはできない時間雇用教職員 時間雇用教職員 野務日数が2日以下 員

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇 等に関する規程

(平成16年達示第83号)

(前 略) (病気休暇の期間)

第24条
$$0$$
2
(1) \sim (2)
2

第1項ただし書、次項及び第5項の規定の適用に ついては、連続する8日以上の期間(当該期間にお ける週休日等以外の日(以下「要勤務日」とい う。)の日数が3日以下である場合にあっては、当 該期間における要勤務日の日数が4日以上である 期間)の特定病気休暇を使用した教職員(この項の 規定により特定病気休暇の期間が連続しているも のとみなされた教職員を含む。)が、除外日を除い て連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の 翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に国立大 学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する 規程(平成16年達示第84号)第15条に規定す る育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間そ の他別に定める時間(以下この項において「育児部 分休業等」という。)がある場合にあっては、1回 の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児部分休 業等以外の勤務時間)のすべてを勤務した日の日数 (第5項において「実勤務日数」という。)が 20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇 を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間 (病気休暇の期間)

第 2 4 条
$$\sigma$$
 2 (1) \sim (2) (同 左)

3 第1項ただし書、次項及び第5項の規定の適用に ついては、連続する8日以上の期間(当該期間にお ける週休日等以外の日(以下「要勤務日」とい う。)の日数が3日以下である場合にあっては、当 該期間における要勤務日の日数が4日以上である 期間)の特定病気休暇を使用した教職員(この項の 規定により特定病気休暇の期間が連続しているも のとみなされた教職員を含む。)が、除外日を除い て連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の 翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に国立大 学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する 規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護 規程」という。)第15条に規定する育児部分休業 の承認を受けて勤務しない時間その他別に定める 時間(以下この項において「育児部分休業等」とい う。) がある場合にあっては、1回の勤務に割り振 られた勤務時間のうち、育児部分休業等以外の勤務 時間)のすべてを勤務した日の日数(第5項におい て「実勤務日数」という。)が20日に達する日ま での間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、

正

と直前の特定病気休暇の期間は連続しているもの とみなす。

 $4 \sim 7$ (略)

(中略)

(特別休暇の事由及び期間)

第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合に│第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合に は、特別休暇を与えることがある。

(1)~(2) (略)

(3) 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血 幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者と してその登録を実施する者に対して登録の申出を 行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者 に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植 のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又 は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しない ことがやむを得ないと認められるとき 必要と認 められる期間

 $(4) \sim (19)$ (略)

(後略)

当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気 休暇の期間は連続しているものとみなす。

 $4\sim7$ (同 左)

(特別休暇の事由及び期間)

は、特別休暇を与えることがある。

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血 幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者と してその登録を実施する者に対して登録の申出を 行い、又は配偶者、父母、子(育児・介護規程第3 条第1項において子に含まれるとされる者を含む。 以下同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植の ため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血 幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い 必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを 得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4)~(19) (同 左)

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。